

役 員 名 簿

定 数 (理事 6 名 監事 2 名)

令和 7 年 6 月 7 日

役職名	氏 名	要件	就任	現在の任期
理事長	合田 耕三	職員	平 14.3	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
理 事	中山さつき	知識	平 19.3	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
理 事	西田 武史	財務	平 26.3	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
理 事	藤縄 貴司	財務	令 3.6	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
理 事	伊藤 賢道	知識	平 28.12	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
理 事	合田 耕也	地域	平 28.12	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
監 事	瀬戸山吉行	財務	平 26.3	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
監 事	飯坂 英明	知識	令 2.6	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 9 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで

評議員名簿

NO.	氏名	職業	現在の任期
1	橋本 良孝	社会福祉法人 理事長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
2	西浦 正義	社会福祉法人 理事長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
3	浅井 孝男	社会福祉法人 理事長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
4	池尾 弘久	社会福祉法人 理事長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
5	杉岡 繁昭	社会福祉法人 理事長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
6	土金 新治	社会福祉法人 理事長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで
7	三浦 祐助	認定こども園 園長	令和 7 年 6 月の定時評議員会の終結の時から 令和 11 年 6 月の定時評議員会の終結の時まで

役員報酬規程

社会福祉法人 清真会

(目 的)

第1条 この規程は、役員（理事・監事・評議員）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品運送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって実費支給する。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

社会福祉法人 清真会 定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）幼保連携型認定こども園の経営

（ロ）一時預かり事業の経営

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人清真会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２ この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条 この法人の事務所を大阪府和泉市今福町二丁目1番1号に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２ 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成す

る。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品運送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費支給する。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第十三条 評議員会に議長を置き、議長はその都度、評議員の互選で定める。

(決議)

第十四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事又は監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二二条 理事及び監事の報酬等は、無報酬とする。ただし、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品運送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費支給する。

（責任限定契約）

第二三条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条文において「非業務執行理事等」という。）が、任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 100万円

(2) 大阪府和泉市今福町二丁目46番94所在の幼保連携型認定こども園すいせん保育園敷地 一筆 (1,984.17 m²)

(3) 大阪府和泉市今福町二丁目46番地94所在の鉄筋コンクリート造かわらぶき2階建幼保連携型認定こども園すいせん保育園園舎 一棟 (1,094.87 m²)

(4) 大阪府和泉市府中町七丁目80番6所在の土地 一筆 (104.68 m²)

(5) 大阪府和泉市府中町七丁目80番7所在の土地 一筆 (1577 m²)

(6) 大阪府和泉市府中町七丁目80番8所在の土地 一筆 (194 m²)

(7) 大阪府和泉市府中町七丁目80番地7所在の鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき2階建幼保連携型認定こども園すいせん府中保育園園舎

1階 (460.20 m²)

2階 (471.20 m²)

符号 1 物置

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 (6.44 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、和泉市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、和泉市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、和泉市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を和泉市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人清真会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 前川正夫

理 事 門林六男

理 事 上田圭人

理 事 横田武雄

理 事 三井一夫

理 事 内田清子

監 事 藤原正治

監 事 藤原永一

附則

この定款は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成10年3月20日改正し平成10年4月1日から施行する。

附則

この附則は、平成25年5月18日改正し平成25年6月1日から施行する。

附則

この附則は、平成27年8月29日改正し平成27年11月1日から施行する。

附則

この附則は、平成28年5月14日改正し平成28年6月1日から施行する。

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和元年9月11日から施行する。

附則

この定款は、令和2年3月16日から施行する。

附則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和3年6月5日から施行する。

令和7年度

重 要 事 項 説 明 書

入園のしおり



社会福祉法人 清真会

幼保連携型認定こども園 すいせん保育園

保育・教育理念

児童福祉法・教育基本法及び学校教育法に基づき、ここに入園する子どもの最善の利益を優先し、保護者等と共に健やかな子どもの育成に務め、又、地域社会を含めた、その福祉の積極的な増進を図る。

基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにし、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

保育・教育目標

- ・基本的生活習慣を身につける。
- ・心身共に健康で明るい子どもづくり。
- ・友だちと協力し、思いやりのある子どもづくり。



こども園の名称等

- ・名 称 社会福祉法人 清真会 幼保連携型認定こども園 すいせん保育園
- ・住 所 和泉市今福町2丁目1番1号
- ・電 話 0725-44-0055
- ・F A X 0725-44-6209
- ・理事長・園長 合 田 耕 三
- ・開 設 年 月 日 昭和53年6月開設
- ・姉妹園 すいせん府中保育園（令和3年4月1日創立）
和泉市府中町7丁目6-15 電話 0725-44-0033

1号認定子ども定員 15名

2・3号認定子ども 140名

	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計
2・3号	15	20	24	27	27	27	140
1号				5	5	5	15
合計	15	20	24	32	32	32	155

1. 入園式（新入園児のみ）

令和7年 4月 1日（火） 遊戯室にて
午後1時30分から（受付：午後1時より）

2. 保育園の休園日

- ・日曜日・祝日・年末／年始（12月29日～1月3日）
- ・年度末の最後の1日を翌年度の準備の為、休園協力日とします。
{令和8年3月31日（火）}
- ・その他園が別に定める日

3. 保育時間

【1号認定の子ども（教育標準時間認定）】（幼稚園部門）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで、および行事などのある土曜日
教育標準時間	9時30分～16時00分
預かり保育 （別途料金がかかります）	月曜日～金曜日：8時30分～9時29分 16時01分～17時00分 ※預かり保育が必要な場合は事前に連絡して下さい。
休園日 ※夏休み等の預かり 保育での登園は可能 ですが、8月中旬のお 盆期間はお休みです	<夏休み> 8月1日～8月31日
	<冬休み> 12月25日～1月7日
	<春休み> 3月25日～3月31日

（夏休み等に登園する場合、1人1日当たり飲食物を含め1,800～3,200円で利用可能）

【2号認定の子ども・3号認定の子ども（保育認定）】（保育園部門）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
基本保育時間	【標準時間認定を受けた方】7時30分～18時30分（11時間） 【短時間認定を受けた方】9時～17時（8時間） ※個々の保育時間は上記基本保育時間内の保育を必要とする時間です。 （保護者の方の勤務・通勤時間により決まります）
土曜日保育	土曜日保育は、保護者の方が休みの場合はお休みとなります。仕事等で保育が必要な場合は、土曜日用の勤務証明書を提出していただきます。 （土曜保育が必要な時は、その週の木曜日までに連絡して下さい）
延長保育 （別途料金がかかります）	仕事等で延長保育が必要な場合は、延長保育申請書を提出していただきます。 （延長保育が必要な時は、延長保育開始時間までに連絡して下さい） 【短時間認定を受けた方】7時30分～8時59分 17時01分～18時30分まで 【短・標準時間認定を受けた方】18時31分～19時30分まで

【預かり保育・延長保育にかかる費用（利用料は、翌月取りまとめて請求します。）】

(1) 1号認定、2,3号認定（短時間保育）の園児が、預かり保育・延長保育を利用する場合

種類	区分	時間帯	日額
預かり保育	1号認定	8:30～9:29	500 円
		16:01～17:00	
短時間 延長保育	2,3号認定 短時間保育	7:30～8:59	100 円
		17:01～18:30	

(2) 2号認定・3号認定（標準・短時間保育）の園児が、延長保育を利用する場合

種類	区分	時間帯	一般世帯		生活保護世帯		非課税世帯	
			日額	月額	日額	月額	日額	月額
延長保育	2,3号認定	18:31～19:00	300 円	4,000 円	100 円	1,000 円	100 円	1,000 円
	標準・短時間保育	18:31～19:30	500 円	6,000 円	100 円	1,000 円	100 円	1,000 円

4. 施設の概要

敷地 面積	1,984.17 ㎡
建物	・鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積 1,094.87 ㎡
主に使用する 施設の内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積 162,75 ㎡ ・保育室 4室 面積 285 ㎡ ・遊戯室 1室 面積 69,75 ㎡ ・園庭 面積 770,30 ㎡
備考	冷暖房 床暖房 オゾンによる脱臭・除菌装置を設置 うるおい光クリエール設置 手洗い自動水栓 電磁錠扉（10：00～15：00 及び 18：30～施設錠）

5. 園児が遅刻や欠席をする場合

- ・遅れる時や休む時は 8:30～9:30 の間に電話で連絡して下さい。
- ・担任が出なくても、電話に出た職員にクラス／名前／用件を伝えて下さい。
- ・土曜日は、登園予定の方のみ連絡して下さい。

6. 園児の健康診断について

- ・入園式までに医師の診断書の提出が必要な方にはお伝えさせていただきます。
- 入園後においても必要と思われる時は提出をお願いすることがあります。

7. 行事予定等のお知らせについて

- ・園だより、給食だより等で、毎月の行事予定や献立をお知らせします。
- ・ホールの掲示板にいろいろな情報を掲示します。(毎日見て下さい)
- ・ホームページに季節の行事を載せています。

(URL : <https://www.seishinkai-izumi.jp/suisen/>) ※QR コード



8. 入園式以後の保育について

- ・4月2日(水)より保育をします。

(入園当初の保育時間は担任とご相談下さい。なお、慣らし保育中のお子さんの園での様子はれんらく帳へ記入せず口頭で行いますのでご了承ください。)

9. 各クラス名について

		園内帽子の色
0 歳 児	ひよこ ぐみ	白 色
1 歳 児	ことり ぐみ	白 色
2 歳 児	はな ぐみ	桃 色
3 歳 児	やま ぐみ	緑 色
4 歳 児	ほし ぐみ	黄 色
5 歳 児	そら ぐみ	水 色

10. 保護者の費用負担について

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| (1) 主食代 (米飯及びパン食) | 月額 1,000 円 (毎月徴収します) |
| (満3歳の1号認定を含む3歳やま組以上の副食費免除世帯が対象) | |
| (2) 給食代 (主食代及び副食代) | 月額 6,000 円 (毎月徴収します) |
| (上記(1)以外の満3歳の1号認定を含む3歳やま組以上が対象) | |
| (3) 絵本代 | 月額 420円～480円 |
| (月刊絵本) | (4月に徴収します) |
| (4) 写真代 | 月額 200円 |
| (写真、台紙代等) | (4月に徴収します) |
| (5) 行事代 | 月額 150円 |
| (行事のお土産代等) | (4月に徴収します) |
| (6) 日本スポーツ振興センター負担金 | 年額 240円 (全園児) |
| (学校健康会) | (4月に徴収します) |
| (7) 遠足代 (バス代、入場料など) | 実費 (その都度徴収します) |

1 1. 保育料及び諸費用（給食代・その他）の徴収方法について

（1）保育料及び諸費用の徴収方法

保育料や諸費用に関する徴収方法については、原則としてゆうちょ銀行の自動払込とさせていただきます。ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は、新規口座開設の上、自動払込の手続きをお願いいたします。

（2）徴収の流れ

当該月10日に自動払込でのお支払いとなります。なお、自動払込でお支払いいただいた場合には、領収証の発行を省略させていただきます。

払込不能であった場合には当該月中頃にご連絡させていただき、再度25日に引き落としさせていただきます。

（3）自動払込の開始月

4月から自動払込を開始します。4月分については、20日（1回目）に引き落とします。

（4）1ヶ月全日欠席をする場合（全欠）

1ヶ月全日欠席する場合、毎月10日の自動払込で、一旦納付していただいたあと、保育料を次月以降に返金いたします。（主食・給食代も不要です）

（5）1ヶ月の中で連続して15日以上病気等で欠席する場合（半欠）

1ヶ月の中で連続して15日以上お休みする場合（医師の診断書が必要）毎月10日の自動払込で一旦納付していただいたあと、保育料の半額費用を次月以降に返金いたします。

※給食費など諸費用については、半額減免はありません。

（6）保育料の口座引落不能および滞納について

毎月10日の保育料の引き落としができなかった場合には、当該月中頃にその旨を連絡し、当該月25日に再度引き落とし、または当該月末日の現金徴収といたします。

また保育料の未納が納付期日後1ヶ月以上（次月の10日）に及んだ園児について

1号認定：登園を停止し、なお引き続き保育料等の支払がないときは、これを除籍とします。

2,3号認定：事前に市町村に利用契約を解除する旨を通知し、その後、利用契約を解除することができるものとします。



1 2. 健康管理について

- ・園で発病した場合、発熱がなくても容態がおかしい時は、保護者に連絡しますのですみやかに迎えに来てください。
- ・朝、熱が37度5分以上ある時は、お休みをお願いします。
- ・伝染病（はしか、風疹、水ぼうそう、百日咳、おたふくかぜ、アデノウイルス、その他医師が蔓延すると判断した時）に、かかった時はお休みをお願いします。また、病気が治って登園する時は、登園に関する意見書を提出して下さい。（用紙は園にあります。病院の用紙でも結構です。） パソコンから「和泉市 登校・登園に関する意見書」でダウンロードできます。

1 3. 園で行う検診

- | | | |
|---------------------|----------------------|---------------------|
| ・内科検診（年2回）
（全園児） | ・歯科検診・尿検査
（3歳児以上） | ・視力測定・聴力検査
（5歳児） |
|---------------------|----------------------|---------------------|

1 4. 乾布摩擦や素足保育について

- ・1年を通しての乾布摩擦により皮膚を鍛錬し、また、素足保育により土踏まずの発達や足の筋肉を強くすると共に健康な体づくりを目指しています。3歳以上児は、そうり保育を実施しています。

1 5. 乳幼児突然死症候群（SIDS 又はシッズ）について

- ・発症を防ぐために園では、うつぶせ寝をしないよう心がけています。医師より特別な指示がある場合は申し出て下さい。

1 6. 園児の送迎について

- ・保護者か、祖父母等定まった人が責任を持って送迎し、保育室まで来て職員に声をかけて下さい。（お迎えの人が代わる時は必ず連絡下さい。）
- ・玄関の電磁錠扉は10：00～15：00、18：30～施錠します。土曜日は日中も施錠します。施錠時間中に送迎される場合は、電磁錠扉にあるインターホンを押して、名前と用件をお伝えください。



17. 台風や災害などにもなう休園について

〈大雨警報・暴風警報または特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）の発令時〉

1. 午前7時までに「警報・特別警報」が解除された場合。（通常保育）
2. 午前7時現在 「警報・特別警報」が発令中の場合。（自宅待機）
3. 午前10時までに「警報・特別警報」が解除された場合は解除後1時間後に保育開始。給食はあります（メニューは状況対応になります）
4. 午前10時を過ぎても「警報・特別警報」が解除されない場合。（臨時休園）
5. 登園後、保育時間中に「警報・特別警報」が発令された場合は、子どもの安全を最優先に考え、早急にお迎えをお願いします。

〈震度5弱以上の地震が発生した場合〉

1. 在園中に発生した場合。
和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、ご自身の身の安全を確保の上、お子様のお迎えをお願いします。保護者によるお迎えが難しい場合は、緊急時園児引渡カードに記載されている方への引渡しも可能です。
2. 早朝など登園前に発生した場合。
午前0時以降に、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園としますので、ご家庭での保育をお願いします。ただし、午前0時より前であっても地震の規模によっては、被害状況等により保育が実施できない場合があります。また、震度4以下であっても、安全確保が困難である場合、自宅待機をお願いします。

〈その他〉

- ・ 警報や特別警報の発令時や緊急時の連絡は、「よい子ネット」を通じてメール配信を行いますので、事前にメールアドレスの登録をお願いします。（別紙参照）
- ・ 「洪水警報」については原則として休園しませんが、状況に応じて園長の指示に従って下さい。
- ・ 「注意報」の時でも今後「大雨警報」や「暴風警報」の発令が予想される場合などは保育の受け入れを見合わせる事もあります。

18. 職員配置について

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| ・ 園長 | ・ 副園長 | ・ 主幹保育教諭 |
| ・ 保育教諭 | ・ 看護師 | ・ 事務員 |
| ・ 嘱託医 | ・ 嘱託歯科医 | ・ 嘱託薬剤師 |
| ・ 調理員（委託業者） | | |

19. 職員体制

職名	勤務体系
園長・副園長・主幹保育教諭 保育教諭・事務員・調理員	勤務時間帯（7：30～19：30）ローテーション
看護師	勤務時間帯（9：00～18：00）
嘱託 医師 歯科医 薬剤師	学校保健安全法施行規則第22条に基づいて従事する。

20. 自主的な取り組み事業

*産休明け保育・障がい児保育

看護師を配置し、産休明け保育（生後57日目より）を実施しています。また、軽度障がい児保育を行い、健常児と共に日常保育を行っています。

*完全自家給食（給食・おやつ調理については（株）マルワに外部委託します）

発達に応じた離乳食やアレルギー対応食、手作りおやつ等を実施しています。
（4歳以上児はクッキングでおやつ作りを体験します）

*成長記録

成長発達の記録として、日常の園生活や行事ごとの写真をアルバムに納めています。

*おんがく教室・えいご教室・ECC 課外英語教室（4・5歳児の希望者のみ）

音楽指導講師により、色々な楽器を経験し鼓笛隊、合奏、歌唱等に取り組んでいます。
また、ECC ジュニアの講師と共に、英語に楽しく触れ合う時間を設けています。

*かきかた教室・たいそう教室・たべもの教室

子どもたちが楽しく参加しながら様々な事を学べるようにしています。

*課外体操教室（4・5歳児の希望者のみ）

YTSスポーツクラブの講師と一緒に小学校就学に向けて楽しく体操を習います。

*スイミング（5歳児の希望者のみ）

月に3回、送迎バスで保育時間中にマコトスイミングにて水泳指導を受けています。

*オゾンによる脱臭・除菌等の衛生管理

乳児クラス、トイレ、調乳室、調理室を夜間にオゾンガスで脱臭・除菌し、室内やトイレ掃除、砂場の殺菌にオゾン水を使用しています。また、すべての部屋にウイルスを分解・除去する加湿空気清浄機を配置し、手洗いは自動水栓にしています。

*警備員の配置

道路の交通整理と飛び出し防止の為、朝夕の送迎時に警備員を配置しています。

*冷暖房／床暖房完備

遊戯室も含めすべての部屋に冷暖房を完備し、各クラスには床暖房も完備しています。

2 1. 教育・保育について利用の開始および終了について

1. 利用の開始について

当園は保護者の方々に、この「重要事項説明書」を説明し、内容についてご理解いただき、利用契約書にてご契約していただいた上で、教育・保育の利用の開始いたします。

2. 利用の終了について

当園は以下の場合に教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) 保育料等の徴収について、滞納があり、再三の催告にかかわらず、お支払頂けないとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

2 2. 入園するこどもの選考方法及び選考基準

[1号認定]

利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、本園の教育・保育方針に賛同し、本園運営の規則等にご協力いただけるご家庭の応募者の中から、次の各号に定める選考基準に基づいて園が選考します。

- (1) 当園に在籍していた場合
- (2) 当園の在園児・卒園児の弟妹である場合
- (3) 当園が運営する親子教室等に参加していた場合
- (4) 和泉市に在住している場合
- (5) 保護者が当園の卒園児である場合
- (6) 卒園まで2号認定への移行を希望せず、1号認定として継続利用を確約する場合

[2号・3号認定]

利用の申込みに係る2号及び3号認定子どもの数及び現に利用している2号及び3号認定子どもの総数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、市の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、市が認定します。



23. 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済制度の概要および加入について

1) 制度の目的及び内容

この制度の名称は独立行政法人日本スポーツ振興センターと称し、会の目的は、学校安全の普及充実を図るとともに、園の管理下でおきた災害（交通事故を除く）の園児の負傷・廃疾・死亡に関して必要な給付を行うものであり、保護者の同意を得て、園の設置者が加入手続きをします。全国のほとんどの園児が加入しています。

2) 園管理下の災害の範囲

- ・園の管理内にいたとき。その中には、園の行事、又園の指示により園外にいたときも含まれます。また、園の登降園中も該当します。（但し、通常経路によるもの）

3) 加入手続き及び掛金

- ・在園中の園より5月1日現在で加入します。
- ・途中転園されても加入扱いとなります。
- ・未加入者は途中より加入となります。
- ・災害共済給付経費は、国庫補助金、学校設置者負担金、保護者負担金で運営されています。

[今年度掛金]

負 担 割			掛 金
こども園	園 負 担	55 円	295 円
	加入者負担	240 円	

4) 給付手続き及び給付金

- ・在園中の園で取り扱いします。帰宅後に医療へかかれた場合は、園まで申し出て下さい。
- ・給付金は申請手続きのあと約3～4ヶ月後、園よりお渡しします。
- ・同一災害の傷病について、医師の指示により受療している場合は、7年間医療費が給付されます。

※ 医療費の保険点数が500点以下の場合は対象外になりますので申請できません。

※ 申請の期限は、災害日より2年以内となっています。

24. 賠償責任保険の加入

園では、上記の災害共済制度の他に、損害賠償責任保険に加入しています。

25. 虐待防止について

1. 「児童虐待の防止等に関する法律」により、職員は児童虐待の早期発見に努める義務があり、日頃の保育の中で児童虐待の兆候をいち早く発見できるように保護者や子どもの様子に注意を払い、「何かおかしい（体の傷や子どもの状態など）」と感じ、疑いを持ったらずちに園長に報告し、全職員の問題確認と共通理解を図ります。
2. 保護者への助言指導で経過を観ることが可能か、それが不可能で子どもの生命の危機が感じられる、子どもの状態がさらに悪くなる、などの時は、すぐに専門機関に通告（相談）させていただきます。

26. 個人情報保護について

1. 当法人は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取扱いに当たり関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くします。
2. 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

27. 苦情受付について

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情などがありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付いたします。

＊大阪府認定育児相談員：神倉 祐子、荒井 孝子、岡部 洋子、桝田 久美子
（スマイルサポーター）

＊苦情受付担当員：大田 昌典、神倉 祐子

＊苦情解決責任者：合田 耕三

＊苦情解決第三者委員：瀬戸山裕子
：西田 武史

＊ホームページアドレス：<https://www.seishinkai-izumi.jp/suisen/>

※大阪府社会福祉協議会に運営適正委員会を設置しています。

※ご意見がございましたら くつ箱上に「意見箱」を設置しています。



28. 保育園での薬について

1. 原則として園では誤飲防止の為、くすりを預かることができません。お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して園に手渡していただきます。（用紙は園にあります。）
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。保護者の個人的な判断で持参したくすりは、園としては対応できません。
3. 医師の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していることと、園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝え下さい。又、1日3回くすりの使用が必要な場合は、登園前・帰宅時・就寝前の使用でもよいか、医師にご相談下さい。
4. 座薬の使用は原則として行いませんが、やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付して下さい。（用紙は園にあります。）なお使用にあたっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承下さい。尚、お子さんが、初めて使用する座薬については対応できません。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」というように症状を判断して与えなければならぬ場合は、園としてはその判断がつきませんので対応できません。
6. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については対応できません。
7. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「与薬依頼書」を添付して下さい。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付して下さい。
 - ② 使用するくすりは一回ずつに分けて、当日分のみご持参下さい。
 - ③ 袋や容器にお子さんのお名前を記載して下さい。



年間行事予定

4月	※入園式（新入園児のみ） 入園・進級お祝い会 歯磨き指導 体操・乾布摩擦指導	11月	地域高齢者との交流会、内科検診 消防署合同防災訓練
5月	小運動会、園外保育（遠足） 交通安全教室、内科検診	12月	※音楽発表会、クリスマス会、 もちつき会、年賀状投函、
6月	創立記念日、すいせん祭 ※保育参観及び個人懇談会 尿検査、歯科検診、いもの苗植え	1月	新年たこあげ会 お正月あそび
7月	プール開き、夏空会 七夕まつり会、	2月	※生活発表会、節分会、作品展 マラソン大会
8月	おみせやささんごっこ	3月	ひなまつり会、聴力検査 お別れ遠足、お別れ会 就学前交通安全教室 ※卒園式（卒園児のみ）
9月	異年齢児混合保育 プールあそび	その他 （毎月）	誕生会 おんがく教室・たべもの教室 かきかた教室・たいそう教室 スイミング・えいご教室 身体発育測定・災害避難訓練 クッキング・ランチルーム
10月	※運動会、お月見会 祖父母招待会、老人ホーム慰問 園外保育、子ども地車曳き 視力測定、いもほり 個人懇談会（希望者）		

※印は保護者参加行事（予定が変更になる場合があります）

園での一日の生活

	7:30	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	19:30
幼児	順次登園	朝の会	食事	休息	おやつ	降園準備				
	視診	体操・乾布摩擦		設定保育	帰りの会	順次降園				
	自由遊び	設定保育		（3才児昼寝）	自由遊び	降園終了				
	7:30	9:00	10:00	11:00	12:00	14:00	15:00	16:00	17:00	19:30
乳児	順次登園	朝の会	食事	昼寝	おやつ	降園準備				
	視診	体操・乾布摩擦			帰りの会	順次降園				
	自由遊び	設定保育			自由遊び	降園終了				

*0歳児は、個人個人に合った生活時間に対応しています。

感染症について

感染症に罹って、医師から出席停止の指示を受けた場合は、登園する際、「学校感染症に係る登園に関する意見書」が必要です。

1. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」に記載されている感染症

病名	医師が登園可能と判断する目安	主な症状	潜伏期
麻疹 (はしか)	熱が下がった後、3日間を経過し、元気なとき	かぜ症状、高熱、全身に発疹	10～12日
風疹 (3日はしか)	発疹が消えてから	発熱、発疹、耳のうしろ、首、わきの下などの腫れ	10～21日
水疱 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから	水ぼうのある発疹が、からだ中に次々と出る	10～21日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れがなくなってから	発熱、耳下腺が腫れて痛む (片方だけのこともある)	18～21日
百日咳	特有の咳がなくなってから	かぜ症状からはじまり、次第にコンコンヒューヒューという咳が出る	7～10日
咽頭結膜熱 (プール熱)	症状がなくなったあと、2日を経過してから	発熱、のどの痛み、目の充血、めやに、鼻汁	3～7日
結核	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	かぜ症状からはじまり、体重減少と疲労感が持続する	1～2カ月
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	急な高熱、頭痛、関節痛	1～3日
腸管出血性大腸菌感染症	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	血便、腹痛、嘔気、嘔吐、発熱	3～10日
流行性角結膜炎 (はやり目)	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	結膜の充血と腫れ、めやに	5～14日
急性出血性結膜炎	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	結膜の充血と腫れ、めやに 結膜下出血	2～3日
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (A群溶連菌感染症)	有効な抗生剤治療開始後24時間を経て、全身状態がよいとき	発熱、のどの痛み、苺の表面のような舌になる	2～5日
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタウイルスなど)	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	嘔吐、下痢、発熱	1～7日
アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症)	症状がなくなったあと、2日を経過してから	発熱、のどの痛み、目の充血、めやに、鼻汁	3～7日

2. 「学校感染症に係る登園に関する意見書」中の、その他の感染症の例

病名	主な症状	潜伏期
異型肺炎 (マイコプラズマ肺炎)	発熱、激しく頑固な咳	2～3 週間
手足口病	口の中、手のひら、足の裏、膝の裏、おしりなどに小さな発疹や水ぼうがが出る	3～6 週間
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされや小さな傷のあとから発症する。赤く腫れて水疱ができ、膿をもった水疱からびらんを生じる	
伝染性紅斑 (リンゴ病)	かぜ症状に引き続き、鼻を中心として頬に蝶の模様に似た赤い発疹が出る。手足や体に網目模様の発疹が出る	4～14 日
ヘルパンギーナ	発熱、のどに発疹・水疱・潰瘍ができる	2～7 日
突発性発疹	3～4 日の高熱、熱が下がったと同時に発疹が出る	7～14 日

3. 上記以外の疾患でも、意見書ををお願いする場合があります。

(参考)

- ・学校保健法施行規則 第十八条 (伝染病の種類)
- ・学校保健法施行規則 第十九条 (出席停止期間の基準)
- ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
- ・感染症法
- ・保育所における感染症対策ガイドライン

